

「消費料金・訴訟最終告知」、はがきによる架空請求が続いています！

架空請求はがきが届いたとのご相談が多数寄せられています。
対処方法は、はがきが届いても、「無視すること」、「絶対に相手先に連絡しないこと」
です。
あわてずに、消費生活センターや身近な人に相談してください。

この架空請求はがきは、「法務省管轄支局民事訴訟告知センター」などと公的機関のよ
うな名称をかたり、「裁判」「差押え」などと記載して不安をあおったうえで、問合せ先
に連絡させて個人情報を把握し、金銭を要求する手口です。

ご家族をはじめ、周りの方々への注意喚起について、ご協力をお願い申し上げます。

大津市消費生活センター
大津市浜大津四丁目 1-1
明日都浜大津 4 階
TEL 077-528-2662
FAX 077-521-2193
E-mail otsu1113@city.otsu.lg.jp
